

国第八十六回

## 參議院憲法審査会會議録第八号

(二九六)

平成二十六年六月十一日(水曜日)  
午後一時三分開会

委員の異動

六月四日

辞任

滝沢

求君

杉

久武君

新妻

秀規君

松沢

成文君

六月十日

辞任

宇都

隆史君

熊谷

大君

櫻井

充君

補欠選任  
長峯 誠君

宇都 隆史君

三木 亭君

西村 まさみ君

六月十一日

辞任

小坂 憲次君

幹事

出席者は左のとおり。

○本日の会議に付した案件  
○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○会長(小坂憲次君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

本日の質疑につきましては、時間が経過した際にベルを鳴らしますので、あらかじめ御承知願います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○白眞勲君 民主党の白眞勲でござります。

まず、船田発議者にお聞きいたしますけれども、最近の報道によりますと、安倍政権は、集団的自衛権の行使容認に向けた憲法解釈の変更につきまして、船田議員は、本来憲法改正を行うべきであつて、解散・総選挙で国民の信を問うものだというのが選択肢なんだという御発言をされてお

衆議院議員

船田 元君

元君  
大谷 元君  
北側 一雄君  
枝野 幸男君  
馬場 伸幸君  
三谷 英弘君  
畠中 光成君  
鈴木 克昌君  
新藤 義孝君  
谷垣 権一君  
情野 秀樹君議者 者  
議者 者事務局側  
憲法審査会事務  
局長國務大臣  
総務大臣  
法務大臣事務局側  
憲法審査会事務  
局長國務大臣  
総務大臣  
法務大臣

○衆議院議員(船田元君) お答えいたします。

私の過去における発言につきまして白先生からいろいろと引用をいただきまして、ありがとうございます。船田発議者、いかがでございますか。

○衆議院議員(船田元君) お答えいたします。

一般論をちょっと申し上げて少し議論を整理をしたいと思いますが、憲法も法令の一つでありますので、法令の文言の枠内において、かつ合理性がある限りにおいては、その解釈の変更は許されないわけではない、一定の幅があるというふうに私自身考えております。

ただ、その幅といいましても、やはり論理的な整合性、それから解釈の選択の余地の狭まり、あるいは解釈変更後の当該条文の規範性、そういう

ものを考えますと、その枠内というものが慎重に判断されなければいけないと思つております。私が申し上げてることは、この集団的自衛権も含めた憲法解釈の変更、これは解釈の枠内に収まるものであると、こういう前提で議論をいたしております。

ただ、この問題につきましては、やはりこれまでの積み上げというのがございますので、そういう観点からはかなりそれは大きな、そして根幹に触れる問題である、そう考えた場合には、解釈変更が許されるとしても、そこは慎重に議論をしておかなければいけないし、そしてその変更の幅もできるだけ狭める、限定的であるべきであるということを申し上げたかったわけであります。

そもそも解釈の限界を超えるものについては改正が必要であります、今回の事案につきましてはその解釈の変更の範囲内にある、このように理解をしておりまして、これはそのような対応で大きく議論をしていただく、そういう機会はどこかで設けてもよろしいのではないか。その選択肢の一つが、これはやっぱり衆議院の解散という選択肢もあり得るということを申し上げたかったわけあります。

○白眞勲君 であるならば、二十日に閣議決定といつたら、全くそういう部分においては国民の意見を聞く時間がないということで、じゃ衆議院の解散を早くしろということなんでしょうか。船田発議者、どうなんですか。

○衆議院議員(船田元君) そのような慎重な対応、態度といふものは政府においてあるいは与党においても認められるわけではあります、閣議決定と、その国民に信を問うなりあるいは国民の議論を拂き上がらせるということが必ずしも順番としてそのようにならなければいけないということではないと私は理解しております。

これは閣議決定の後でも、これが閣議決定され

るものについていぢれ法律改正という形になつては結論の文書を出したいと言つておられます。

○白眞勲君 北側発議者にお聞きしたいと思いま

す。

この件に關しては、安倍政権の強引とも言える議論もある、このように思つております。

○白眞勲君 北側発議者にお聞きしたいと思いま

す。

この件につきましては、安倍政権の強引とも言える議論もある、このように思つております。

○白眞勲君 北側発議者にお聞きしたいと思いま

す。

この件に關しては、安倍政権の強引とも言える議論もある、このように思つております。

○白眞勲君 北側発議者にお聞きしたいと思いま

す。

この件につきましては、多分、これから憲法いくと思いますので、法律改正のときには当然国会での議論もあり、そしてその延長に国民全体の議論もある、このように思つております。

○白眞勲君 北側発議者にお聞きしたいと思いま

す。

この件につきましては、多分、これから憲法改正の道行きといふんでしょうか、憲法改正がこれから何回かに分けて行われるとすれば一番最初にできる立憲主義に反するのではないかと、そういうふうで北側発議者にお聞きしたいと思つてお

ります。

○衆議院議員(北側一雄君) 今、与党協議をやつておりますけれども、片や、この憲法審査会においては集団的自衛権を憲法解釈の変更によつてできる立憲主義に反するのではなくかとの指摘も相次いでいる中で、北側発議者御自身も当審査会で論理的な整合性ということをよく御発言をされております。これ、北側発議者がお話しされた内容ですけれども、そもそも憲風雲急を告げるんだから解釈改憲でいいというのはちょっとずれていると私は思つてます。この辺について北側発議者はどのようにお考えで

いらっしゃるか。

○衆議院議員(北側一雄君) いや、今まで北側発議をしていてる最中でございまして、与党協議をしていてるというのは、決して、絶対これは平行線だということで与党協議をやつてては行はれません。何らかの一致点を見出せないかと、いうことで双方とも苦労しているところです。

○衆議院議員(北側一雄君) いや、今まで北側発議をしていてる最中でございまして、与党協議をしていてるというのは、決して、絶対これは平行線だところで、北側発議者がおつしやつたとおりでございまして、今日の朝日新聞の社説だと思うんですけども、結果は、どうも何か昨日出して、何か事例を

はしないのかと、そういう心配をいたしておりま

す。

○白眞勲君 いや、全くそのとおりですよ。今、投票にかけるというのがいいのではないかと思ひますと御発言されています。

○白眞勲君 とすると、形式的な問題は国民投票で改正をして、憲法の基本理念に関するることは解釈で変更す

る。それだけ最後にお答えください。

○衆議院議員(船田元君) 憲法九条の改正の中身について、これはまた様々各政党の御議論もあると思います。

○衆議院議員(船田元君) 我々は、二年前に出しました自民党の日本国憲法草案、そこには、九条の第一項はほぼ残しまして、第二項につきましては自衛権の行使を許可をするといいますか認める。こういうことで、集団的自衛権、個別の自衛権については特に言及をしておりません。これはあくまで自衛権ということで、それは二つの概念を含むものということであ

方向で行きたいと思つております。

元々、現在の憲法をそのまま読みますと、自衛隊の存在すら認められない、個別的な自衛権ですら認められないという状況がありますので、そういう事態を解消するために、今申し上げたような九条の改正ということを私自身は考へていて、こういう状況でございます。

○白眞勲君 終わります。

○仁比聰平君 日本共産党の仁比聰平でございます。

まず、国民投票権年齢と選挙権年齢が不一致になると、このことについて法的な担保がこの改正案によってなくなってしまうという点について、改めて発議者に伺いたいと思います。

五月二十一日の質疑で、今度の改定案は投票権年齢と選挙権年齢、成年年齢とのリンクを切り離して、いつまでにという法律上の期限はもう定めないと、いうものであることははつきりしたと思います。そうなると、国民投票は行うのに発議に関わる議員を選べない、これは極めて不条理だと、こうした現実の声が十八歳、十九歳の若者たちから上がっている、これどう思つのかという認識をただしました。

発議者からは、そろつていることが望ましいとか、立法上は一致すべきであるなどというお答えがあつて、いるわけですが、けれども、この法的担保を切り離せば、例えば小澤参考人の指摘によれば、両者の不一致が長期間継続する蓋然性がある、そのことを法的に遮断できない立法措置である、この批判がまさに当たるわけです。小澤参考人は、これは憲法十五条に違反する法状態を生み出す蓋然性であると指摘をされました。

憲法の保障する普通選挙には、選挙権の平等原則が当然に内包されるのであって、この原理は政治的事項について判断能力を有するとされる者に対する平等に参政の権利を付与することを求めるものであつて、憲法改正の是非について判断能力があるとされた十八歳、十九歳の者に対しても、國政

選挙などでの選挙権を認めないのは、その部分について権利を侵害していることになる、許容でき

ます。範囲内の时限的な範囲を超えて、これが長期間続するということになれば、選挙権の平等原則の違反になるのであると、つまり憲法違反になるのであるという重大な指摘がされたわけですね。この投票権年齢と選挙権年齢を一致させないことが許容される憲法上の根拠があるのか、船田發議者はどうお考えなんですか。

○衆議院議員(船田元君) 投票権年齢と選挙権年齢の問題でござりますけれども、一般論としましては、やはりこの二つの年齢がそろつてあるべきであるというのは、これはもう先生御指摘のところであります。

しかしながら、例えば、憲法九十六条におきまして、投票権年齢と選挙権年齢の一致が憲法上要請されているという、参考人の質疑にもあつたようですが、それは、やはりこの二つの年齢がそろつてあるということには違ひませんけれども、このことにつきましては、一般的に言えば選挙権の行使というものは国民主権の発動そのものではなく、いわゆる選挙人団、団、団、固まりでござりますね、選挙人団に組織される国民の行為と理解されております。そして、九十六条に言う国民といふのは、選挙人団とは別個の国民投票人団に組織される国民と理解されるのが一般的であると、このように思います。

参考人でお話をいただいた高見参考人が述べているおり、憲法九十六条はいわゆる選挙人団と国民投票人団とが同一であるべしとの命題を含むものではないと解するのが憲法学説上一般的と考えています。

この問題について、この審査会において、かつていた小林参考人は、憲法九十六条の国民と十五条一項の国民が主権者として政治に参加する者といふ点では一致していると考えることができます。

しかし、先ほど言いましたように、立法政策上の行使の場面においての概念であつて、何かその名簿がこうなつて、このことにつきましては、一般的に言えば選挙権の行使といふのは選挙実務上の理由で議論されるべき筋ではないのはもうはつきりしていると思います。

この問題について、この審査会において、たゞ一項の国民が主権者として政治に参加する者といふ点では一致していると考えることができます。

この問題について、この審査会において、たゞ一項の国民が主権者として政治に参加する者といふ点では一致していると考えることができます。

この問題について、この審査会において、たゞ一項の国民が主権者として政治に参加する者といふ点では一致していると考えることができます。

この問題について、この審査会において、たゞ一項の国民が主権者として政治に参加する者といふ点では一致していると考えることができます。

べきであるというふうに考へた次第であります。

そして、私ども八党合意の中では、プロジェクトチームを編成いたしまして、この改正法施行後二年以内に選挙権年齢を十八に引き下げる、こういったことをやろうと、こういう八党の合意がござりますので、これはもちろん法律上の担保ではございませんけれども、政治的には極めて重い決定であると、このように理解しております。

○仁比聰平君 高見参考人の御意見を一般的な憲法学説であるかのようにおつしやったのは、この当審査会での参考人質疑を通じて、これは違うんじゃないのかということなんですね。

その選挙人団あるいは投票権者団といふのは、つまりが間接民主制における、代表民主制における主権の行使であるところの選挙、そして憲法制定権の行使である国民投票といふ、まさに主権の行使であるが、確かに小林良彰参考人は、九十六条そして十五条の一項における国民が全く年齢が一致しなければいけないというふうに憲法上読み取るのは、これは読み過ぎではないのかと思つております。

しかし、先ほど言いましたように、立法政策上の問題として、これはできるだけそろえるべきである、しかもその立法政策上の問題といふものを憲法から離れて何でも自由にできるということを言つているつもりはございません。できる限り九十六条、十五条に則した形で立法政策の問題として議論するというのを言つまでもないことだと思います。

○仁比聰平君 できるだけ則してといふのは、こうした重大な権利と主権行使に当たつて、これはいかといふ御意見も傾聴に値するものだと思つますよ。

先ほど船田發議者の御答弁の中で、不一致が長くなれば憲法上の問題になることもある、そういう御答弁されたんですね。これ、不一致が長期間になるとどんな憲法上の問題になるということなんですか。

○衆議院議員(船田元君) 先ほど私が申し上げましたのは、やはり時間が長くなつてこの年齢の違和感が放置されるということについては、九十六条、十五条における、立法政策上の問題とはい

ますが、この立法政策上は、国会が自由勝手に憲法とは離れて国民投票やあるいは選挙権年齢を定めることができるのであると、そういうお考へなんですか。

○衆議院議員(船田元君) 今御指摘の点でござりますが、確かに小林良彰参考人は、九十六条の国民それから十五条一項の国民が主権者として政治に参加する者という点では一致をしているという点でござりますが、この時点においても、いわゆる直接民主制の場合と間接民主制の場合とやはり選挙人団が異なるということが現実問題としてあります。ですから、この解釈として、この九十六条そして十五条の一項における国民が全く年齢が一致しなければいけないというふうに憲法上読み取るのは、これは読み過ぎではないのかと思つております。

しかし、先ほど言いましたように、立法政策上の問題として、これはできるだけそろえるべきである、しかもその立法政策上の問題といふものを憲法から離れて何でも自由にできるということを言つているつもりはございません。できる限り九十六条、十五条に則した形で立法政策の問題として議論するというのを言つまでもないことだと思います。

○仁比聰平君 できるだけ則してといふのは、こうした重大な権利と主権行使に当たつて、これはいかといふ御意見も傾聴に値するものだと思つますよ。

先ほど船田發議者の御答弁の中で、不一致が長くなれば憲法上の問題になることがある、そういう御答弁されたんですね。これ、不一致が長期間になるとどんな憲法上の問題になるということなんですか。

○衆議院議員(船田元君) 先ほど私が申し上げましたのは、やはり時間が長くなつてこの年齢の違和感が放置されるということについては、九十六条、十五条における、立法政策上の問題とはい

ますが、この立法政策上は、国会が自由勝手に憲法とは離れて国民投票やあるいは選挙権年齢を定めることができるのであると、そういうお考へなんですか。

○衆議院議員(船田元君) まず、先ほども御発言のあつた、立法政策上は

とによつて、このことが九十六条、十五条の趣旨

といふものから類推される年齢の一致というものが抵触をしかねないという状況になると思います。時間の長さというのは主観的な問題があると思いますけれども、私としては、やはりこの二年以内に年齢をそろえるということであれば、それはそういった問題もクリアされていくだらうと、このように思つています。

○仁比聰平君 今の御答弁は、この投票権年齢と選挙権年齢の一致が九十六条、十五条の類推される言わば憲法上の要請、憲法九十六条、十五条から類推される要請であると、そういう意味なんですか。

○衆議院議員(船田元君) 九十六条、そして十五条における国民というのが、同じ国民という言葉は使つておりますが、それぞれの条項におけるその国民の定義あるいは背景、そういうものを考へると、そこで必ず一致をしなければいけないと憲法が要請しているところまでは行つてないないと、こういう意味で解釈をしております。

○仁比聰平君 いや、分からぬ。類推という言葉、さつきお使いになつたじゃないですか。その九十六条と十五条は、そのものとしては、今の、船田さんはそういうふうに解釈すると言つんだけれども、この要請があるということですか、憲法上の要請が、一致について。

○衆議院議員(船田元君) この九十六条と十五条の問題がござりますけれども、これにつきまして、あるいは国民投票権年齢、そして選挙権年齢、この二つを比較した場合に、もちろん技術的に選挙人名簿、投票人名簿を別々にそろえなければいけない、そのためには、その九十六条と十五条は、その文章が、あるいはこの憲法全体としてそう述べている、あるいは規定をしているというふうに解釈をするのは、少しこれは行き過ぎではないだらうか。しかしながら、やはり同じ投票をするといういわゆる参政権グループに入つてゐるわけでありますので、これをそろえるということは、これは立法上あるは立法政策上当然そろえるべきであると、こういう考え方になるわけでありますので、これを二年間という期間を限ることによつてこのようないいな問題をクリアすることが可能である、クリアできると、そのように思つております。

○仁比聰平君 私の聞いたことに答えないじゃな

いですか。先ほどの、二つ三つ前の答弁で、その不一致が長くなれば憲法上の問題になることもあるとおつしやつたじやないです。憲法上の問題になるとおつしやつたじやないです。憲法上の問題になるとおつしやつたじやないです。憲法上の問題になり得るといふのは、つまり立法政策で自由に国会がその裁量で決めていいことではなくて、船田さんは、不一致が長期間になればという条件付だけれども、そのときは憲法上の問題になることもあると言つんでしよう。つまり、参政権の平等ないし選挙権の平等などの、あるいは九十六条の趣旨などの、そこに触れることがある反することがあるということを意味している発言じやないです。

〔会長退席、幹事中川雅治君着席〕

○衆議院議員(船田元君) だから、その含意を私は確認をしているんです。どういう意味でそうした御答弁されたんですか。

○衆議院議員(船田元君) 九十六条と十五条の問題がござりますけれども、これにつきまして、あるいは国民投票権年齢、そして選挙権年齢、この二つを比較した場合に、もちろん技術的に選挙人名簿、投票人名簿を別々にそろえなければならない、そのためには、その九十六条と十五条は、その文章が、あるいはこの憲法全体としてそう述べている、あるいは規定をしているというふうに解釈をするのは、少しこれは行き過ぎではないだらうか。しかしながら、やはり同じ投票をするといういわゆる参政権グループに入つてゐるわけでありますので、これをそろえるということは、これは立法上あるは立法政策上当然そろえるべきであると、こういう考え方になるわけでありますので、これを二年間という期間を限ることによつてこのようないいな問題をクリアすることが可能である、クリアできると、そのように思つております。

○仁比聰平君 そうしますと、長く怠ると憲法上申しあげたわけであります。

〔幹事中川雅治君退席、会長着席〕

○仁比聰平君 そうしますと、長く怠ると憲法上申しあげたわけであります。

○衆議院議員(船田元君) 七年間今日まで掛かりました。その間の最初の三年間の間にこの国民投票年齢と選挙権年齢をそろえる、こういふことで政策決定をし、法律事項にもしたわけでございまして。しかし、それができなかつたということは、いたしたわけでございます。

○仁比聰平君 私の聞いたことに答えないじゃな

いですか。しかし、憲法上の問題になり得るといふのは、つまり立法政策で自由に国会がその裁量で決めていいことではなくて、船田さんは、不一致が長期間になればという条件付だけれども、そのときは憲法上の問題になることもあると言つんでしよう。つまり、参政権の平等ないし選挙権の平等などの、あるいは九十六条の趣旨などの、そこに触れることがある反することがあるということを意味している発言じやないです。

〔会長退席、幹事中川雅治君着席〕

○衆議院議員(船田元君) だから、その含意を私は確認をしているんです。どういう意味でそうした御答弁されたんですか。

○衆議院議員(船田元君) 九十六条と十五条の問題がござりますけれども、これにつきまして、あるいは国民投票権年齢、そして選挙権年齢、この二つを比較した場合に、もちろん技術的に選挙人名簿、投票人名簿を別々にそろえなければならない、そのためには、その九十六条と十五条は、その文章が、あるいはこの憲法全体としてそう述べている、あるいは規定をしているというふうに解釈をするのは、少しこれは行き過ぎではないだらうか。しかしながら、やはり同じ投票をするといういわゆる参政権グループに入つてゐるわけでありますので、これをそろえるということは、これは立法上あるは立法政策上当然そろえるべきであると、こういう考え方になるわけでありますので、これを二年間という期間を限ることによつてこのようないいな問題をクリアすることが可能である、クリアできると、そのように思つております。

○仁比聰平君 そうしますと、長く怠ると憲法上申しあげたわけであります。

〔幹事中川雅治君退席、会長着席〕

○仁比聰平君 そうしますと、長く怠ると憲法上申しあげたわけであります。

かもしれません、万が一ということを考えた場合には、やはりそこは一定のリンクを掛けないで、どの状況においても何歳で投票できるかということがはつきり分かる。そういうことがありますのであるというふうに思いました。

それとまた、もう一つは、法律によらなければ、あるいは法律上のリンクにしなければ何もやれないのかということではあります。

八党の合意というものは非常に大きな意味を私は持つ、重い意味を持つと思います。もちろん、法律以上に重いとは言いませんけれども、しかし八党の合意とはそれに近いものを我々は目指そうとしている、こういう状況であります。

この採決がもし行われるのであれば、その後、私どもは直ちに年齢におけるプロジェクトチームを立ち上げまして、そして合意をした政党の間で、鋭意努力をしようということにおいては各党が合意をしているわけでございまして、是非そのことに御信頼を置いていただきまして見守っていただければ有り難いと思っています。

○仁比聰平君 八党合意に重い意味があるってしきりにおっしゃるけれども、皆さん方は、七年前の現行法制定強行したときに、投票権年齢とともに選挙権年齢、加えて成年年齢なども十八歳にすることを明確に定めた大前提である、最低限の条件であると口をそろえておっしゃっていました。しかも、附則によって、そのリンクについて法的な担保があつたわけでしょう。それができなかつたわけでしよう。

この間、対政府の質疑を行いましたけれども、今私が申し上げている二者について一致させるのが適当であるということについては両大臣も認識は同じような御答弁をされました。だから何について、皆さんの中でもいろんな、これはやるべきでないなんという議論があつてまとまらないということなんだったならば、結局これから先、二

年たつても四年たつてもできないと。そうなれば、憲法違反の指摘がされている重大な障害がこの国民投票に起る、重大な瑕疵が起るということがはじまりませんか。そんな法案をこのままこの参議院が通していくはずがないと、厳しく指摘をしたいと思います。

もう一点、確認をしておきたいと思うんですが、国民投票運動の自由に関してです。

船田発議者が、衆議院の段階での当初の議論ですが、四月十七日に平沢衆議院議員からの質問に対し、公務員の国民投票運動の自由について、許容できない、そうした場合として、現在の政権あるいは内閣に対して、それを良い、悪いということを明確に言うことという例示をされているんですよ。良い、悪いと言うことと、国公法、人事院規則で禁止行為として限定列举されている支持不支持というの、これは違いますよね。前回も議論させていただきましたが、例えば、政権が進める特定の政策について、これの良し悪しと人事院規則で何ら禁止対象ではありません。それは前回船田さんも確認をされました。

ですから、良い、悪いと言うことを何だか国民投票の際には禁じられるというような答弁というのは、これは間違いなんじゃないですか。○衆議院議員(船田元君) ただいまのお話でございますが、國家公務員法、地方公務員法、国家公務員の方は人事院規則に委ねている部分がほとんどでござりますけれども、そこにおいては、特に地方公務員は、政党、内閣、首長の支持、不支持、それから国家公務員法におきまして、特定の政党、個人、内閣の支持、不支持、こういうことでござります。

良い、悪いということの表明については、これは勧誘行為といいましょうか、意見の表明という段階に收まるものであればそれは問題はないと思ふのですが、これができないわけですか。

結局、その一致、あるいは十八歳選挙制の実現について、皆さんの中でもいろんな、これはやるべきでないなんという議論があつてまとまらないということは、これはやはり問題があるのでないか

と。

いずれにしても、これはグレーゾーンであると思しますので、これまでの判例、それからこれらをもろろんのう判例というものに従つて対応せざら出るであろう判断といふものに従つて対応せざら出るを得ないと思いますが、これについては私が得たな解釈を出すとか新たな解釈をそこに入れるというつもりは全くございません。

○仁比聰平君 何でグレーゾーンなんですか。特定の政権、内閣が何らかの政策を進めようとする、それについて意見を言うこと自体は何ら禁じられていないでしよう。禁じられる政治目的というのは、例えば民主主義を軽視してしまうみたいで、そうしたことがあり、特定の政策の良い、悪いと意見を表明する、運動するということ自体は政治的行為に当たらないと、前回も確認したところじやないですか。なぜ、良い、悪いと云ふことを言うだけで国民投票の際にはこれが禁じられるとか、百条の二ただし書の改正案、改正案、伴うとかですね、何かそんなように評価をされちゃうわけですか。

実際に国民投票が行われる、つまり国民投票運動が行われる場面がどんな場面かといいますと、先ほど来挙げられています例えば憲法九条の改悪、九条をなきものにしようとする、こうした改憲案を国会多数派が発議をしようとすれば、これに対する大闘争が起る。これは当然のことです。この発議を推進する政党やあるいは政権に対する大きな批判の声が沸き起り、許さないとする運動やあるいは政党の活動ももちろん沸騰するでしょう。そうした中で発議されたなら、その改憲案についてどんな理由でどういう立場を自分は取ろうとすると言うのが意見表明であり、その立場と一緒に立つてほしいという思いで行われるのが勧誘運動だと思いますけれども、そういう極めて沸騰した政治状況の下で行われるのが憲法改定の国民投票ですね。

そのときに、こうした発議を進めた政権あるいは政党に対して、支持だと不支持だとかということではなくて、何らかの態度表明、こうした国

会審議の在り方はおかしいとか、そういう声が上がる

のはこれは当然であつて、船田議員はそれも国民投票運動としては抑圧すべきだと、やめさせらるべきだということになるんですか。

○衆議院議員(船田元君) 良い、悪いという話がありませんけれども、純粹な意見表明である限りはこれは法に触れるものではない、従来の解釈と変わつておりません。

○仁比聰平君 今この点について愛敬参考人は、熟議民主主義の理念という言葉で私が申し上げようとしていることを語られました。つまり、切り分け論は疑問であるということなんですね。憲法改正の賛否の勧説や意見表明は、前提となつていて、政治認識の表明を含まざるを得ないのであって、本来、賛成、反対は理由を示して行われるべきことは熟議民主主義の理念に反すると。

私は、枝野発議者に最後お尋ねしたいんですが、七年前当時に民主党がお出しになつた修正案に対するこうした政治的行為の禁止などの法は適用しないということを前提にしておられたようにも思ふんですが、今回の百条の二、特にただし書きや、あるいは附則で検討条項とする組織的活動の検討というようなことについては、民主党として七年前とは考えが変わつたということなんですか。

○衆議院議員(枝野幸男君) 私どもは七年前と考え方は全く変わっておりませんし、今回提出された法案も私どもの七年前の考え方とそこはないというふうに考えておりまして、公務員の政治活動の自由を新たに制約するものでもなく、また、国民投票運動については、必要最小限の規制を除いて原則的に自由であるといふものは今回の改正案では徹底されていると考えております。

○仁比聰平君 これで審議を打ち切るというのは私はもう絶対やるべきじゃないということを強く申し上げて、質問を終わります。

○福島みづほ君 社民党の福島みづほです。

特定公務員の国民投票運動の禁止についてお聞きをいたします。

公務員の国民投票運動に政治的行為禁止規定を適用しないとする百条の二では、特定公務員を除外することとなります。その結果、政治的行為禁止規定が特定公務員にはそのまま適用されることになるのではないか。仮に特定公務員には政治的行為禁止規定がそのまま適用されるということであれば、現行法上生じている国家公務員と地方公務員との間のアンバランスがこれらの者については残ることとなります。

具体的には、特定公務員が国民投票運動を行つた場合、国民投票法違反により処罰をされますが、それに加えて、国家公務員であれば国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合として懲戒の対象となるかもしれません、政治的行為を行つたことを理由に懲戒を受けることはありません。それに対して、地方公務員であれば国民投票運動が政治的行為となり、それについての懲戒処分も受ける可能性があります。例えば、警察官の場合、県警本部長クラスであれば国家公務員なので刑罰を受けるほかに一重の懲戒処分であるが、交番の巡回であれば地方公務員なので刑罰のほかに二重の懲戒対象となります。

明らかかなアンバランスですが、この点を措置する必要はないんでしょうか。枝野発議者、いかがでしようか。

○衆議院議員(枝野幸男君) 特定公務員についての規定が適用されないために現行の国家公務員法、地方公務員法の規定がそのまま適用されてしまうことから、解消されたはずの不均衡が再び起きてしまうのではないかという趣旨だと理解をいたしますが、それは私は誤解であると思つております。

すなわち、特定公務員については、現行の公職選挙法において、国家公務員法、地方公務員法の規定による政治的行為の禁止の特例として一切の選挙運動が罰則をもつて禁止されているのと同様に、本法においても、国家公務員法、地方公務員

法の特例として一切の国民投票運動が罰則をもつて禁止されているものでございます。その意味においては、特定公務員については厳しく規制することになるのではないか。仮に特定公務員には政治的行為禁止規定がそのまま適用されるということであれば、現行法上生じている国家公務員と地方公務員との間のアンバランスがこれらの者については残ることとなります。

一方の事件は無罪となりました。特定公務員の国民投票運動の禁止は政治的行為の禁止とは趣旨は異なりますが、例えば、非管理職である警察官が私服で休日に勤務地から離れた場所で投票運動を行つたような場合等、禁止の趣旨には該当しないような行為が想定できるのではないでしようか。

それらを定型的に規定するのは難しいですけれど、発議者は結果的に刑罰が科されないこととなる場合があり得ることを認めていたりします。参考人の小澤参考人などからも裁判官についていかがかという意見が出ましたが、いかがでしようか。

○衆議院議員(枝野幸男君) ここは立法判断としているなんな意見はあり得るのかなというふうには思いますが、今御指摘をされたような、警察官の方が私服で自分の所轄の範囲内でもないようなところでというようなことが公務員の特に警察行為、これは特になぜ警察が規制の対象になるかとなる必要はないんでしょうか。

枝野発議者、いかがでしようか。

○衆議院議員(枝野幸男君) 特定公務員についての規定が適用されないために現行の国家公務員法、地方公務員法の規定がそのまま適用されてしまうことから、解消されたはずの不均衡が再び起きてしまうのではないかという趣旨だと理解をいたしますが、それは私は誤解であると思つております。

一般的の公務員と違いまして、やはり警察が、あるいは裁判官が、特に今回規制の対象に、我々が違憲ではないだろうというふうに判断しましたのは、それは、そのときには私服で所轄の外で警察活動を

しても、その時点で信頼を損なうことはないかも知れませんが、事後的に例えは国民投票運動についての様々な取締りがもし行われて、それが例えは警察あるいは裁判等のプロセスにあるときに、いや、実は警察官の方もこういうところでこんなことしていたんですねとか、裁判官の方がこんなところでこういうことをしていたんですねというところが明らかになつたときに、例えは賛成だといふ運動を行つた者が取り締まられて裁判になつて、あるいは逮捕されたりしているというようなときに、警察の中に反対だと運動していた人がいたんだとか、裁判官の中に反対だと、いや、それは何かアンフェアに判断されるのではないかという信頼を損なうおそれが生じ得るという意味で、その場で公務員とかということが余りよく分からぬい状態で、公務員としての地位が結果的に利用されるような形であります。そのため、その後問題のない一般の公務員とは違うだろうと、いわゆる運動をしていた人がいたんだということだと、いや、それは何かアンフェアに判断されるのではありませんか。

そういったことで、憲法の保障する公務員の運動原則自由というものに対する制約として、つまり許容の範囲内だらうというふうに判断しました。○福島みずほ君 この憲法審査会の中での個人の中立性ではなく公務の中立性で判断すべきだという意見が出ました。是非また御検討をいただきたいと思います。

組織的に行われる公務員の国民投票運動の規制の検討についてお聞きをいたします。

組織的に行われる公務員の国民投票運動の規制の趣旨は、本法案附則第四項によると、公務員の政治的中立性、公務の公正性の確保とされております。そうであるのなら、公務員の国民投票運動自体は適法行為であるのに、それが組織的に行われるとどうして公務員の政治的中立性、公務の公正性に反することとなるのか理解しにくいというふうに思います。

二人以上でも組織なのか、どのように説明され

るのでしょうか。枝野発議者にお聞きします。

○衆議院議員(枝野幸男君) 私どもは、そういう運動について規制をする必要があるのではないかという視点と同時に、公務員の運動は政治活動は原則自由であるということと、双方をしっかりと検討、考慮しなければならない。そして、私どもは、今、福島委員がおっしゃられたように、一

人でオーケーなことが、なぜ二人でやつたら、三人がやつたら駄目になるのかということについて北側発議者の発言どおり、やはり議論の積み重ねがあつて、それがどうなのか、船田発議者にお聞きをいたします。

船田発議者は明文改憲でやつてこられた方ですが、この間、解釈改憲もやむなしとされたのかなというふうに思つておりますが、五月二十一日の北側発議者の発言どおり、やはり議論の積み重ねがあつて、それがどうなのか、船田発議者にお聞きをいたします。

船田発議者は明文改憲でやつてこられた方ですが、この間、解釈改憲もやむなしとされたのかなというふうに思つておりますが、五月二十一日の北側発議者の発言どおり、やはり議論の積み重ねがあつて、それがどうなのか、船田発議者にお聞きをいたします。

○衆議院議員(船田元君) 今御質問いただきまして、武力行使の三要件、三要素というの

は、もう御承知のとおり、我が国に急迫不正の侵害があり、そして他の手段がないということ、そして必要最小限の武力行使にとどまること、この三つでございますが、それは今回の集団的自衛権の行使はこの第一の要件、我が国に対する急迫不正の侵害がありません。集団的自衛権の行使は論理的に合意とできる余地があるんでしょうか。

○衆議院議員(船田元君) 今御質問いただきまして、武力行使の三要件、三要素というの

は、そのうちの一番目につきましては、我が国が直接受けられていなければなりません。そこからいっても、これは当然クリアしなければならない三条件だと思っております。

そのうちの一回目につきましては、我が国が直接攻められていないにもかかわらず、我が国と密接な関係にある他国が攻められた場合に、それが我が国に対する侵害とみなして、こののみなしてと

いうところが重要でございまして、そのことについては私は解釈の余地があると思つております。そして、三番目の必要最小限の武力行使ということについても、これは個別自衛権だけが必要最小限のかということを考えますと、集団的自衛権においても、それは必要最小限であるというところにとどまる集団的自衛権も私はあり得ると思つております。しかし、それは幅がかなり狭いと思つております。

しかしながら、そういうような第一項めと第三項めの解釈を丁寧に行なうことによつて、集団的自衛権の行使は、現在の憲法上においても、その憲法の解釈を拡大することにおいて、これは憲法改正なしでもやれる、あるいは憲法改正なしでもこの部分は許されると、このように考えた次第です。

○福島みずほ君 急迫不正の侵害、我が国に対する急迫不正の侵害を、我が国と密接な関係があるところの急迫不正の侵害と置き換えることは全く別物です。個別的自衛権の行使が少なくとも戦後合憲とされてきた、政権によつてのは、我が国に対する急迫不正の侵害は一応分かることです。

侵略戦争は禁止されていますから、自分の国が侵略されていないのに他国防衛を理由にやるのが集団的自衛権の行使で、船田発議者、どう考えても、我が国に対する急迫不正の侵害と、密接な関係があるところの急迫不正の侵害は全く別物であります。個別的自衛権の行使が少なくとも戦後合憲とされてきた、政権によつてのは、我が国に対する急迫不正の侵害は一応分かることです。

○衆議院議員(船田元君) 私の考えは、もちろん一つの方向としては、今申し上げたように、我が国が攻められていないにもかかわらず密接な関係にある他国が攻められた場合、これをみなすといふことにいたしましたと同時に、私はもう一つあ

ると思つておりますのは、やはりそのまま放置をしておると、その密接な関係にある他国が攻められていたときにそれを放置をしていれば、それが

やがて、すぐかどうかは分かりませんが、近い将来においてそれが我が国の安全に非常に重大な影響を及ぼす、あるいは重大どころか本当に我が國の存立も危ぶまれる、こういうことは当然あり得ると思つています。そのため決して無謀なことではないし、現実問題としてもあり得る事態であると、このように思つています。

○福島みずほ君 全く違う概念ですよ。我が国と密接な関係があるところへの武力行使に対して合憲だというのであれば、ベトナム戦争において北ベトナムから攻撃されたトンキン湾で、それでアメリカは武力行使、ベトナム戦争に踏み切るわけです。日本と密接な関係のあるアメリカが攻撃を受けたということであれば、今の船田議員の考えであれば、日本はベトナム戦争にもイラク戦争にも参戦できるということになりますが、それによろしいですね。

○衆議院議員(船田元君) 今のような状況で我が国がアメリカと一緒にになって行動するということは、私は、私はない、ないし、やつてはいけないというふうに思つております。

あくまでも、やはりそれは、そのまま放置をしていれば我が国の安全保障、あるいは我が国の平和というものに重大な危機がある、このこともやはりしっかりと加味をしなければいけない。單に、我が国と密接な関係にある国が攻められたときには、我が国と密接な関係にある国が攻められたときには必ずそれを行使してもよろしい、あるいはいつでも行使できるといつても、常につでも行使できるといつても、常に必ずそれを行使してもよろしい、あるいはいつでも行使できるといつても、常に必ずそれを行使をしなければいけない。単に、我が国と密接な関係にある国が攻められたときには必ずそれを行使をしなければいけない。単に、我が国と密接な関係にある国が攻められたときには必ずそれを行使をしなければいけない。

ただ、これは今与党間で議論していることであ

り、今申し上げたのは私のあくまで個人的な見解でございますが、我が党、そして公明党との議論がこのようない方で進むと非常にいいのかなどいふふうに思つておる次第です。

○福島みずほ君 全く論理的ではないですよ。集

接な関係のある国への武力行使が日本にとっても影響がある場合はできるとなれば、ほとんどできるじゃないですか。

日本には米軍基地がある、そしてアメリカとは密接な関係がある。実際に、安倍総理の「この国を守る決意」の中には、なぜイラク戦争、アメリカの戦争を支持するのか、二つ書いてあります。

大量破壊兵器の存在、日米同盟の重要性、北朝鮮の脅威、だから日本はアメリカの戦争を支持するのだと、イラク戦争を支持すると書いています。

日本の安全保障に影響があるというの解釈に、アメリカは先ほど申し上げました我が国の安全に重大な影響が与えられるかどうかということは、確かに主観的な問題も入ると思いますが、しかし、それは現在与党間で議論しておりますので、その要件をより精緻に組み立てることとは可能であるとふうに思つております。

そしてもう一つが、やはり三番目の要件も、これも大事でござります。必要最小限の武力行使、その要件に当たるかどうかといふことは大変重要な要素でござりますので、特に一番目の問題と、それから三番目の要素、これをしっかりと厳格に適用するということで集団的自衛権の行使、その要件に当たるかどうかといふことは大変重要な要素でござりますので、特に一番目の問題と、それから三番目の要素、これをしっかりと厳格に適用するということで集団的自衛権の行使、その要件に当たるかどうかといふことは大変重要な要素でござりますので、特に一番目の問題と、それから三番目の要素、これをしっかりと厳格に適用するということで集団的自衛権の行使、

しかし、それは、行使ができるといつても、常にやるといふことではあります。必要なときには行使をするけれども、そうでないときにはいたずらに行使すべきものではないといふことは言うまでもありません。

○福島みずほ君 三の必要最小限度を理由に、集団的自衛権の行使を政府は肯定しておりません。集団的自衛権と個別の自衛権は量的概念はないと繰り返し答弁しています。

問題は、一の要件、日本に対する急迫不正の侵害があることが要件であるといふのを今崩してしまっている。今の船田発議者は明確にこれを崩している。

今までの政府の論理の積み上げの論理的帰結として、集団的自衛権を肯定する理由はどこからも出でこない。

しかも、今日あつたとおり、密接な国にあるところへの攻撃が日本への攻撃とするというのであれば、歯止めなど全くないといふうに考えます。枝野発議者、この点についてどう思われますか。北側発議者、どう思われますか。

○衆議院議員(枝野幸男君) 私はそもそも、何か十五事例というのを出されておりますが、あの十五事例、精緻に分析すると、いずれも集団的自衛権ではない、あれを無理やり集団的自衛権だと理屈付けようとしている方がどうかとしている。したがつて、あれを全部認められることにしたとしても、いや、認めるべきだと思っているわけじやないですよ、その中でどうしても必要なものを認めるとしても、集団的自衛権では全然ないと思つてますので、この議論は何かあつての方に向ひつていると、こう思つてます。

○衆議院議員(北側一雄君) 先ほど来答弁申し上げてますとおり、仮に解釈変更というならば、従来の政府見解との論理的な整合性が確保されないといついています。

ちょっと立ち入つて申し上げますと、私も過去の九条に関する政府見解はかなり詳細に勉強させていただきました。恐らく、過去の政府見解の中で一番極めて論理的に詳細に論じている最初の政府見解といいますのは、昭和四十七年十月に当参議院の方に提出をされた政府見解があるんです。これは極めて明快な論理で論じられております。

なぜ、そもそも憲法九条を見れば、個別の自衛権だつてあるのかという議論もあるぐらいですかね、何も書いていないわけです。なぜ自衛の措置をとり得るんだという根拠として挙げているのは、同じ憲法規定なんですね。憲法十三条、国民の生命、自由、幸福追求権、そして憲法前文にあります平和的生存権、この二つを根拠にして、国民の生命、自由、幸福追求に関する権利が根底から覆されるような急迫不正の事態になつたときに、国

が、国家が何もしないというわけにはいかないだろうと、当然そういう場合の自衛の措置はとれるんだと、こういう論理展開しているんですね。

私は、この四十七年見解を更に詳細に検討いたしまして、そことの論理的整合性をどう図つていいのかということが一番のポイントだというふうに認識をしております。

○福島みづほ君 日本の国が攻められれば、おつしやるとおり、それは反撃、正当防衛として反撃するということはあるわけです。でも、戦争は、他国防衛を理由に侵略戦争をやつてきた過去があり、だから日本は集団的自衛権の行使はしないんだと。結局、集団的自衛権の行使をすると言つた途端に歯止めがなくなる。実は歯止めがなくなる。自分の国が攻められているというのは割とはつきりしていますが、他国防衛を理由に、密接な関係がある國の防衛が危ういとなれば、歯止めなんかないんですよ。船田さん、それはないんですよ。

そういうことをやつてはいけない、だから、皆さんたちの先輩の自民党の人たちも集団的自衛権の行使は違憲であるとしてきた。ここに参議院では、よく小西さんおっしゃいますが、不戦決議、国会で何度も海外で戦争をしない決議をやつてきた。それは戦後の日本の本当に知恵であり、決意だというふうに思ひます。

これは今、明文改憲を議論しているところですが、解釈改憲で揺れ動いているような、総理が閣議決定やるんだということをメディアでどんどん発言するような中で、国会で参議院では予算委員会も開かれていません。こういう状況で、国民投票法の改正法案を議論する、そういう時期ではないというふうに思つておられます。課題もたくさん残つておりますし、採決には反対ということを述べ、私の質問を終わります。

○会長(小坂憲次君) この際、お詫びいたします。

委員外議員主濱了君から日本国憲法の改正手続に關する法律の一部を改正する法律案についての

質疑のため発言を求められておりますので、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(小坂憲次君) 御異議ないと認めます。それでは、主濱君に発言を許します。主濱了君。

○委員以外の議員(主濱了君) 生活の党的主濱了君です。

この度は、会長を始め各党の皆様には、委員外の発言をお認めいただきまして、本当にありがとうございました。感謝申し上げます。

また、発議者の皆様には、この度、法案を鋭意取りまとめいただきました。このことに対して敬意を表するものであります。

早速質問に入ります。

選挙権年齢の引下げに向けた取組について、これは生活の党的鈴木克昌議員にお伺いをいたしました。

この改正法案では、選挙権年齢の引下げについて、速やかに法制上の措置を講ずると定められておりますけれども、八党による確認書では、選挙権年齢については、改正法施行後二年内に十八歳に引き下げるのを目指し、各党間でプロジェクトチームを設置することとされています。選挙権年齢を早期に引き下げる方向性はもうここで明確になつていると考へております。

また、憲法審査会の参考人質疑におきましても、投票権年齢と選挙権年齢とは一致させるべきであると多くの皆さんがおっしゃつて、こういうふうに承知をしているところであります。

生活の党的としても選挙権年齢は早期に引き下げるべきであると考えているところですが、今後の選挙権年齢の引下げにどのよう取り組んでいくのか、そして、選挙権年齢の引下げに向けた決意、これを生活の党的鈴木克昌議員にお伺いいたします。

○衆議院議員(鈴木克昌君) 本改正案の共同提出に当たっては、我が党としては、主張すべきところは主張をし、そしてまた受け入れるべきところを合意したものと理解をいたしております。

は受け入れるということできける限り他党との、他会派との協調をしてたつもりでございます。

その中の協議で、我が党は、選挙権年齢の引下げについては、改正法施行後四年以内という年限を限つて必要な法制上の措置をすべきであるといふことを主張をいたしました。改正案においては、改正法施行後四年間は二十歳以上、五年目からは十八歳以上というふうにされておるわけあります。

しかししながら、選挙権年齢については、改正法施行後四年を待たずに選挙権年齢が十八歳に引き下げる場合には、これと同時に投票権年齢についても十八歳に引き下げる措置を講ずることが各提出会派の間で合意をされております。我が党の意見がここに反映をされたと、このように理解をしておるところであります。

これは、少なくとも参政権グループである投票権年齢と選挙権年齢はそろつてあるべきであると多くの方がおっしゃつて、こういうふうに承知をしているところであります。

選挙権年齢については、改正法施行後速やかに投票権年齢と選挙権年齢の均衡等を勘案し必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の検討条項にも表れて、このように思つております。

これは、少くとも参政権グループである投票権年齢と選挙権年齢はそろつてあるべきであると多くの方がおっしゃつて、こういうふうに承知をしているところであります。

選挙権年齢については、改正法施行後速やかに投票権年齢と選挙権年齢の均衡等を勘案し必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の検討条項にも表れて、このように思つております。

これは、少くとも参政権グループである投票

以上です。

続きまして、今度は憲法全般の考え方、そして

○委員以外の議員(主濱了君) ありがとうございます。

そこで、改めて、憲法全般に対してどのような

お考えをお持ちなのか、確認の意味も含めて伺い

昌議員にお伺いをいたします。

発議者が御答弁されるとおり、本改正案が

成立をすれば実際に憲法改正の国民投票を行うこ

とが可能になるわけあります。

そこで、改めて、憲法全般に対してどのように

お考えをお持ちなのか、確認の意味も含めて伺い

昌議員にお伺いをいたします。

これが、これについてもお伺いをいたします。

○衆議院議員(鈴木克昌君) 我が党は、憲法と

は、国家以前の普遍的理念である基本的人権の尊

重を貫徹するため統治権を制約する、いわゆる

国家権力を縛るものであるという立憲主義の考

え方を基本にいたしております。

これは、国家以前の普遍的理念である基本的人権の尊

重を貫徹するため統治権を制約する、いわゆる

国家権力を縛るものであるという立憲主義の考

え方を基本にいたしております。

これは、少くとも参政権グループである投票

権年齢と選挙権年齢はそろつてあるべきであると多くの方がおっしゃつて、こういうふうに承知をしているところであります。

選挙権年齢については、改正法施行後速やかに投票権年齢と選挙

権年齢の均衡等を勘案し必要な法制上の措置を講

ずるものとする旨の検討条項にも表れて、この

ように思つております。

これらを踏まえれば、まず、各党プロジェクト

チームにおいて、選挙権年齢の引下げについて二

年以内を目途に結論を出すべく精力的に議論を進

め、その後、成人年齢その他の年齢の引下げにつ

いても四年以内を目途に最大限の努力をすることを合意したものと理解をいたしております。

また、憲法九十六条の改正規定については、國

民主権から発する諸原理の妥当な改正を認めない

という日本国憲法の趣旨から、これを堅持すべきであると考えております。

國の基本を定める規範である憲法は、通常のよう、容易に改めることのできる性質のものではないということは言うまでもありません。最高法規としてその安定性が求められる性質のものであると、このように考えております。

今後の憲法改正論議においては、今申し上げたような基本的な考え方方に立つて我が党も積極的に議論をリードしてまいりたい、このように思つております。

○委員以外の議員(主賓了君) ありがとうございました。

先ほど白眞勲幹事からもお話をありましたけれども、私も若干この立憲主義について私の考えをちょっと述べさせていただきたいと思います。

立憲主義には様々な考え方があるわけですから、その立憲主義の最大公約数というのは、憲法は国家権力を制限するために存在をする、国家権力を縛るために存在をする、こういうことであらうと私は考へてゐる所以であります。

今、安倍政権が進めている憲法解釈を変えることによって憲法第九条を実質的に変えること、これは国法の最高法規であります日本国憲法の基本原則の一つ、平和主義の原則をないがしろにするものであると、このように考へております。

憲法の改正は、第九十六条、「この憲法の改正は、各議院の三分の一以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。」まさに本法案の手続によつて改正をするべきである、このように思つております。

同時に、憲法は国家権力を縛るという立憲主義にも反するものであると、こういうふうに思つておられます。國家権力を縛るのが憲法、その憲法の内容を、権力を制限される側、縛られる側の国家権力そのものである安倍政権が、しかも解釈の変更などという手段でその内容を変えようとすることは、これはあつてはならないことであると、こ

のように思つております。

このような観点から、これまで長年にわたつて築き上げられてきましたこの憲法第九条の解釈を、安倍政権のいとも簡単に変えようとする姿勢にまずは傲慢さを感じます。そして、極めて大きな失望を感じるところであります。ここは原点、基本に立ち返つて、憲法とは、憲法の果たす役割とは何かをじっくり考へるべきであるというふうに思つております。

安倍内閣は、一時の、ひとときの内閣であります。丸い月夜も一夜限り、満月は明日から欠けていくと、こういうことでございます。こびつとしていただきますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わりります。

○会長(小坂憲次君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○仁比聰平君 日本共産党を代表して、本案に反対の討論を行ひます。

安倍総理が何が何でも集団的自衛権の行使を容認しようと、事もあるうか、解釈改憲の閣議決定をあと僅か一週間の令会期中に迫るなどとい立憲主義破壊の暴走に、国民的怒りは日を追うごとに広がっています。解釈改憲であれ明文改憲であると、我が国憲法の根幹である憲法九条をなきものにして、日本を戦争する国に変える憲法改憲は断じて許さない、それが多くの国民の声であります。

そもそも改憲手続法は、戦後レジームからの脱却、時代に最もそぐわないのは憲法九条と唱えた第一次安倍政権によって強行されました。しかし、その内容 자체、改憲案に対する国民投票の最低投票率の定めがなく、投票権者の僅か一割、二割の賛成でも改憲案が通る仕組みになつてゐるのを始め、自由闇達であるべき国民投票運動を不当に制限し、改憲案の広報や広告を改憲推進勢力に有利な仕組みにするなど、できるだけ低いハード

ルで改憲案を通せるようにした極めて不公正かつ反民主的なものであり、それは、國民主権と憲法

九十六条の理念、趣旨に反する根本的欠陥にほかなりません。いわゆる三つの宿題も、十八項目にも及ぶ異例の参議院附帯決議も、そうした重大問題に発したものです。

ところが、本改正案は、こうした根本的欠陥をそのままにして、ともかく国民投票を動かせるようになります。それは解釈改憲との相入れない矛盾を開けるための明文改憲の条件づくりにはかなりません。

法案は、現行法が義務付けたはずの選挙権年齢などの十八歳への引下げについて、国民投票権年齢と選挙権年齢の一一致を求める法律上のリンクを切り離し、棚上げする、法制定時の最低限の条件との答弁にも真っ向から反するものです。これにとの答弁にも真っ向から反するものです。これによるなら、投票権年齢と選挙権年齢の不一致が長期間継続するという事態も排除できず、当審査会における幾人もの参考人から、憲法前文や十五条、九十六条を始め、憲法の要請に反するとの指摘がなされているとおりです。

また、公務員による国民投票運動の自由が、いわゆる切り分け論によつて広範に制限されかねない規定を設け、さらに、刑罰化や組織による国民投票運動の規制を検討しようとすることは、最も自由闇達であるべき憲法改正国民投票運動を抑え込み、取り返しの付かない萎縮的効果をもたらすものです。

さらに、調査、検討が強く求められてきた最低投票率制度を改正案発議に当たつて検討していくなど、改憲手続法の根本的欠陥という背理に更に背理を重ねて、とにかく動かせるようにしたと強弁して動かすなら、そうした欠陥の露呈は避けられないでしょう。そうなれば、国民投票に重大な瑕疵が生まれることになります。

憲法違反の蓋然性ある法案をこのまま通していいはずがありません。どんなに法律の条文だけは整えて、憲法破壊を許さない国民的世論の広がりが立ちはだかるでしょう。欠陥だらけの改憲手続法は、改定ではなく廃止すべきことを強く求め、反対討論といたします。

○藤末健三君 私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案について賛成の立場から討論を行います。

国民投票法は、國民主権を基本原理と掲げる我が國の憲法下において、国民が憲法改正の権限を行使する手続を定める重要な法律であるにもかかわらず、いわゆる三つの宿題が残された状態となつていました。今回の改正案の成立により一定の解決に至つたことは大変評価できます。

第一に、改正法施行後四年が経過すると投票年齢が自動的に十八歳に引き下げられるとともに、八党間の合意により、二年内の選挙権年齢の十八歳への引下げ及びこれに合わせた投票権年齢の早期引下げの道筋が付きました。これは、若い世代にも主権者として積極的に国政に参加してほしいと主張してきた民主党の立場に合致する大きな前進であります。

第二に、国民投票運動において、公務員の純粹な勧誘行為と意見表明ができることが規定されました。これは、全体の奉仕者である公務員についても一市民として政治活動は原則自由であるべきと考える民主党として、意義のあるものだと考えます。

第三に、一般的国民投票の拡大について更に検討を加えることが法制化されることと、憲法審査会において定期的に議論することが合意されたことも、我が國の民主主義の発展に資するものと言えます。

本改正案が成立すれば、法制上は憲法改正の国民投票が可能となります。しかし、最低投票率の問題等、更に検討すべき重要課題が残っているだけではなく、今日、國民主権を徹底していく環境整備とは正反対の民主主義に反する行為が内閣総理大臣によつて行われているという極めてゆゆしき政治状況にあります。言うまでもなく、集団的

自衛権の行使に関する解釈改憲です。そこで、私は、憲法の前文及び各条文を踏まえ、根本的問題を三点指摘しておくことにいたします。

第一、国民主権の下、憲法上内閣の首長である総理大臣は、國權の最高機関である国会に対する内閣の責任を果たすため、憲法を尊重擁護し、法律を誠実に執行しなければならない、それが議院内閣制の下で総理大臣に課せられた最大の責務であり、国民投票に関するものも当然そうです。

第二、総理大臣は、主権者である国民が定めた國の最高法規である憲法に嚴重に縛られて職務を遂行する法的立場にあり、憲法上疑義のある行為は一切許されません。集団的自衛権の行使は憲法上一切許されないが政府の一貫した解釈であることをから、集団的自衛権の行使を認める憲法解釈の変更は明らかに憲法上疑義のある行為であります。

第三、国民主権に基づく議院内閣制の下、内閣は行政権の行使について国会に対して責任を負うのでありますから、歴代の内閣が国会を通じて國会を通じた国民の了解が不可欠であります。集団的自衛権の行使を認めるためには憲法の条文改正が必要であることは国会を通じた国民の了解事項となつておらず、内閣が憲法解釈の変更により集団的自衛権の行使を認めることは、明確な国民主権の否定となり、憲法尊重擁護義務に反する、さらには国民投票法をもしないがしろにする行為であります。安倍総理の行為は、国民の主権を事実上奪うものであり、絶対に許すわけにはいきません。

民主党は、これからも、現行憲法の基本理念を具現化し、眞の立憲主義を確立すべく、国民とともに憲法対話を進め、補うべき点、改めるべき点の議論を深め、未来志向の平和憲法を構想してまいります。この決意を申し上げまして、私の賛成の討論といたします。

○福島みづほ君 社民党を代表して、ただいま議

題となりました憲法改正国民投票法改正案に対し反対の討論を行います。

今まさに、安倍内閣は集団的自衛権の行使に関する憲法解釈を変更しようとします。

改めて言うまでもなく、憲法第九十九条は、天皇又は摂政及び國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員に憲法を尊重し擁護する義務を課しています。私たち、ます憲法を尊重し擁護しなくてはなりません。その上で、もし時代の変化や社会の変化の中で不都合なことが生じているのであれば、慎重に慎重に国民の合意をつくり、国民の判断を仰ぎます。そのための手続を定めるのが憲法改正国民投票法です。

そもそも、同法は二〇〇七年五月に第一次安倍内閣の下で自公両党が強引な国会運営の末に強行成立させたものです。当時の安倍内閣が丁寧な合意形成の努力を怠った結果が、二〇一一年十月に憲法審査会が選任され活動を開始するまで四年以上を要するという異常な経過につながりました。その内容も非常に問題の多いものでした。国民の自由な意見表明や国民投票運動が不当に制限されかねないこと、有料の意見広告の規制が十分でないことなど、多くの問題が指摘されています。また、投票年齢や公務員の投票運動の規制、国民投票の対象の拡大など、法律の根幹に関わる問題を宿題として先送りした極めてずさんなものであります。

今回の改正案は、これらの欠陥をそのままにして、いわゆる三つの宿題に対応した最低限の体裁を整えるものにはかなりません。現行法が規定している選挙年齢や成人年齢の引下げは棚上げにされたまままで、投票年齢だけを確定していくことです。公務員による国民投票運動も更に広範囲に制

限されかねず、新たに組織による国民投票運動への規制が検討条項に盛り込まれています。国民投票の対象拡大についても、結論は先送りしたにすぎません。

また、特に参議院においては、憲法改正国民投票法制定時に十八項目に及ぶ附帯決議が付きました。投票期日について両院の議決が一致しない場合の調整、在外投票の権利保障、有料広告規制など、この附帯決議で約束したはずの検討もほとんど行われておらず、また本改正案には全く反映しておりません。

今、国民の多数は解釈改憲も明文改憲も望んでいません。今回、このように欠陥だらけの改憲手続改正を拙速に進める必要性は全くないのであります。私たち、ます憲法を尊重し擁護しなくてはなりません。その上で、もし時代の変化や社会の変化の中で不都合なことが生じているのであれば、慎重に慎重に国民の合意をつくり、国民の判断を仰ぎます。そのための手続を定めるのが憲法改正国民投票法です。

本改正案は安倍内閣による明文改憲の条件づくりにすぎず、社民党は断固反対することを申し上げて、反対の討論といたします。

○松田公太君 みんなの党を代表して、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本改正案が成立すれば、法律制定から七年を経てようやく憲法改正国民投票が実施できるようになります。今年最初の憲法審査会が開かれた二月の段階では、国民投票法の改正についての機運は高まっていましたが、各党の考えはばらばらの状況でした。しかし、国民投票が実施できるかどうか判然としない状態は解消されなければならないという一致した見解の下、発議者の皆様が御尽力ください、八党合意にたどり着くことができました。心より感謝申し上げます。

みんなの党は、国民の手に政治を奪還するといふことです。我々は、これまでに原発国民投票法案や首相公選制法案などを提出し、国民投票の範囲の拡大を訴えてきましたが、国政の重大問題については国民投票を行えるようにするべきだと考えております。これが、原発に関する政策は国民の意志を確認していくこと、地位利用禁止の実効性を持たせるために罰則を設けるべきだと考えております。みんなの党は今月曜日、原発国有化法案を提出しましたが、原発に関する政策は国民の意志を確認していくこと、地位利用禁止の実効性を持たせるべきだと考えております。

二点目は、公務員の政治的行為の制限についてですが、地位利用禁止の実効性を持たせるために罰則を設けるべきだと考えております。八党合意では今後の検討課題とされていますが、憲法審査会でしつかりと議論することが必要です。

三点目は、国民投票の対象拡大についてです。みんなの党は、国民本位の政治を目指し、憲法審査会でしつかりと議論することを必要です。

投票年齢と選挙権年齢は同じ参政権グループであること、世界の趨勢も十八歳以上で一致していることなどから、できるだけ速やかに引き下げる措置を講じる必要があります。元々、我々の案では改正法の公布後一年以内としておりました。

投票年齢と選挙権年齢は同じ参政権グループであること、世界の趨勢も十八歳以上で一致していることなどが、選挙権年齢の引下げについてであります。投票年齢と選挙権年齢は同じ参政権グループであること、世界の趨勢も十八歳以上で一致していることなどが、選挙権年齢の引下げについてであります。

うことを申し上げて、私の賛成討論とさせていた

だきます。

○会長(小坂憲次君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○会長(小坂憲次君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、白君から発言を求められておりますので、これを許します。白眞勲君。

○白眞勲君 私は、ただいま可決されました日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対しまして、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本維新の会・結いの党、みんなの党及び新党改革・無所属の会の各派共同提案による附帯議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、主権者たる国民がその意思に基づき憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという日本国憲法を始めとする近代憲法の基本となる考え方である立憲主義に基づいて、徹底的に審議を尽くすこと。

二、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、日本国憲法の定める国民主権、基本的人権の尊重及び恒久平和主義の基本原理に基づいて、徹底的に審議を尽くすこと。

三、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、日本国憲法の定める憲法の最高法規性並びに国民主権及び間接民主制の趣旨にのつとり、立法措置によって可能とすることがでできるかどうかについて、徹底的に審議を尽く

すこと。

四、本法律の施行に当たり、政府にあつては、

憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、

また、議論の積み重ねのあるものについては、全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、そ

れぞれ論理的な追求の結果として示されたものであつて、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であると

しても、なお、前記のような考え方を離れて

政府が自由に当該解釈を変更することができ

るという性質のものではなく、仮に政府にお

いて、憲法解釈を便宜的、意図的に変更する

ようなことをするとすれば、政府の解釈ひい

ては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねず、このようなことを前提に検討を行つた結果、従前の解釈を変更すること

が至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないとい

うものではないが、いずれにせよ、その当否

については、個別的、具体的に検討されるべ

きものであると政府自身も憲法の解釈の変更

に関する審議で明らかにしているところであ

り、それを十分に踏まえること。

五、本法律の施行に当たり、政府においては、

前項に基づき、解釈に当たっては、立憲主義

及び國民主権の原理に基づき、憲法規範その

ものに対する国民の信頼を保持し、かつ、日

本憲法を國の最高法規とする法秩序の維持

のために、取り組むこと。

六、本法律の施行に当たっては、憲法の最高法規性及び國民代表機関たる国会の國権の最高

機関としての地位に鑑み、政府にあつては、

憲法の解釈を変更しようとするときは、当該

解釈の変更の案及び第四項における政府の憲法解釈の考え方による原則への適合性につい

て、国会での審議を十分に踏まえること。

七、選舉権年齢については、民法で定める成年

年齢に先行して本法律の施行後二年以内を目

途に、年齢満十八歳以上の者が国政選舉等に

参加することとなるよう、必要な

な法制上の措置を講ずること。

八、選舉権年齢に係る法制上の措置の検討に際しては、憲法前文において國民主権と間接民主制の原理とともに人類普遍の原理として位置付けていること等を十全に踏まえて取り組むこと。

九、政府は、憲法改正國民投票の投票権を有する者の年齢、選舉権を有する者の年齢、成年年齢等が「満十八年以上」に引き下げられる場合、國民に対する憲法改正手続や國民投票制度について、より一層の周知啓發その他必要な措置を講ずるものとすること。

十、政府は、遅くとも本法律の施行の四年後には年齢満十八歳以上の者が憲法改正國民投票の投票権を有することとなることに鑑み、学校教育における憲法教育等の充実及び深化を図ること。

十一、政府は、公務員等及び教育者の地位利用による國民投票運動の規制について、表現の自由、意見表明の自由、学問の自由、教育の自由等を不适当に侵害することとならないよう、ガイドラインを作成する等、禁止される行為と許容される行為を明確化するための必要な措置を講ずること。

十二、公務員等及び教育者の地位利用による國民投票運動の禁止規定の違反に対し罰則を設けることの是非については、今後の検討課題とすること。

十三、地方公務員の政治的行為について國家公務員と同様の規制とすることについては、各党の担当部局に引き継ぐこととすること。

十四、政府は、本法律の施行に当たり、國民投票運動を行う公務員に萎縮的効果を与えることとならないよう、配慮を行うこと。

十五、本法律の附則第四項に定める組織により行われる勧説運動等の公務員による企画等に対する規制の在り方について検討を行う際に

は、その規制の必要性及び合理性等について

十全な検討を行うこと。

十六、國民投票運動が禁止される特定公務員の範囲については、適宜検証を行うこと。

十七、一般的國民投票制度については、本法律の附則第五項の規定を踏まえ、国会の発議手続、國民投票の手続、効力等に関し、憲法審査会において検討し、結論を得るよう努めること。

十八、最低投票率制度の意義・是非の検討については、憲法改正國民投票において國民主権を直接行使する主権者の意思を十分かつ正確に反映させる必要があること及び憲法改正の正当性に疑義が生じないようにするなどを念頭に置き、速やかに結論を得るよう努めること。

十九、テレビ・ラジオの有料広告については、その方策の検討を速やかに行うこと。

二十、本附帯決議で新たに付された項目を含め、日本国憲法の改正手続に関する法律制定時の附帯決議については、改めてその趣旨及び内容を十分に踏まえ、各項目を精査し、その実現のために必要な措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○会長(小坂憲次君) ただいま白君から提出され

ました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○会長(小坂憲次君) 多数と認めます。よつて、白君提出の附帯決議案は多数をもつて本審査会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、新藤総務大臣及び谷垣法務大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。新藤総務大臣。

○国務大臣(新藤義孝君) ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○会長(小坂憲次君) 谷垣法務大臣。

○国務大臣(谷垣禎一君) ただいま可決されました日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○会長(小坂憲次君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを会長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(小坂憲次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十九分散会

六月六日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願(第一八五三号)

第一八五三号 平成二十六年五月二十三日受理  
憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 横浜市 田代麻映 外八十六名  
紹介議員 系数 慶子君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。